

平成28年第9回

美里町農業委員会定例総会議事録

第9回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成28年9月26日(月)午前9時30分から午前10時30分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(19名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
20番 渡邊 雅光		

欠席委員(1名)

19番 大友 重善

4 報告事項

- 1 非農地証明願について
- 2 農地法施行規則第29条第1号による届出について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更について

6 その他連絡・報告事項

- 1 平成28年 9月事業報告について
- 2 平成28年10月事業予定について
- 3 その他

7 閉会挨拶

8 農業委員会事務局職員
事務次長 菊地 和 則
主 査 大 窪 里 美

9 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、ただいまより平成28年第9回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、渡邊会長より挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。

議長

先ほど、最初の挨拶で申し上げましたように、今日は、局長も議会に出ておりますので、大窪主査に本総会に出席をお願いしております。

それでは、これより第9回美里町農業委員会総会を開きます。

議長

本日の出席委員は19名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により議長より2名を指名いたします。

17番我妻卓美委員、18番高橋建一委員のお二人をお願いいたします。

議長

4番、報告事項に入ります。

1、非農地証明願について、2、農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より一括報告を願います。

また、9月15日に保全委員会にて現地確認調査を行っております。委員長より報告をお願いします。事務局、お願いいたします。

事務局

報告事項1、2について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

それでは、高橋繁廣保全委員長より報告をいただきます。

保全委員会委員長（高橋（繁）委員）

今回は、3班が農地保全委員会の調査を行っております。

今月から来月まで2カ月間、三浦淳子委員、伊藤雄一委員、それと私、高橋の3名、それに渡邊会長と大友職務代理、ほか事務局から佐藤局長と菊地次長の計7名によりまして、9月15日に現地調査を行いました。その結果について御報告申し上げます。

最初に、非農地証明願について報告を申し上げます。2ページの17番と18番について、現地は谷地中地区の に位置しておりまして、ここは20年以上豚舎として使用していたということで、現在も使用されていることから、特段問題は見当たらず、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。それから、別紙に写真がございます。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号による届出について、3ページの番号2について、現地は二郷地区の に位置しておりまして、転用目的が簡易牛舎と放牧場の設置で、農地区分については第1種農地でございます。農業用施設用地ということで、なおかつ200平米未満のため、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

以上です。

議長

ありがとうございます。ご苦労さまでございました。

以上が報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ありませんか。

（なしという声あり）

議長

ないようでございますので、報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、議事に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

また、農地法第3条調査等についてもあわせて説明願います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございます。

説明を終了し、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

説明を終了し、審議に入りますが、初めに議案番号190番から202番までの13議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。

議案番号190番から202番までの13議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号203番、204番の2議案について審議をいた

しますが、農業委員会等に関する法律第31条により、9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(9:54)

議長 再開します。(9:55)

議長 議案番号203番、204番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
議案番号203番、204番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(9:55)

議長 再開します。(9:56)

議長 第2号議案は、15議案全て賛成でございますので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項による意見について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 説明を終了し、審議に入ります。質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案は全て賛成でございますので、意見を付して進達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局の説明を終了し、9月15日に実施した保全委員会の現地確認調査について、高橋委員長より報告をいただきます。

保全委員会委員長
(高橋(繁)
委員)

保全委員会のほうからご説明申し上げます。

9月15日に現地調査したものでございます。第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」議案番号18について、現地は北浦地区の、JR東北本線と陸羽東線のに位置しています。転用目的は、太陽光ソーラーシステムと駐車場、資材置き場で、農地区分については第3種農地でありまして、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりましたので、審議のほどお願いいたします。

議長

ご苦労さまでございました。

事務局の説明、保全委員長の報告を終了し、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第4号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でございます。許可相当と意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案「農地利用集積円滑化事業規程の一部変更について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局の説明を終了し、審議に入ります。質疑ありませんか。

名称変更ということなので、特別問題はないと思いますが、それでは議案を提出しているので、第5号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でございます。第5号議案は原案どおり決することを町長に報告いたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第9回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成28年 月 日

会 長

署名委員 17番

署名委員 18番